

(4) 効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組（地域住民等との連携、中間評価を踏まえた見直し等）の推進

勧 告	説明図表番号
<p>（適切な情報収集による計画作成、実施及び見直し）</p> <p>地域活性化3計画では、それぞれ、①地域再生基本方針において、地域の声を踏まえて、地域が自主的・自立的に取り組むこと、②都市再生基本方針において、市町村の自主性を尊重し、地域の有形・無形の資源を活用した創意工夫を最大限発揮すること、③中心市街地活性化基本方針において、地域の創意工夫をいかしながら、地域が必要とする事業等を総合的かつ一体的に推進することとされており、地域の実情を踏まえた適切な情報収集を行い、それを計画の作成、実施及び見直しに反映させていくこととされている。</p>	表 2-(4)-①
<p>（地域住民等との連携）</p> <p>地域活性化3計画では、それぞれの基本方針において、計画の作成や実施に当たり、地域住民等（注）と連携を図ることとされている。</p> <p>（注）地域再生基本方針においては、「住民、NPO、企業等」が、都市再生基本方針においては、「地域団体等」と「民間をはじめとした多様な主体」が、中心市街地活性化基本方針においては、「地域住民、地域経済団体、民間事業者、NPO、地域金融機関、地域交通事業者等」が例示されている。</p>	表 2-(4)-②
<p>（中間評価を踏まえた計画の見直し）</p> <p>地域活性化3計画を実施するに当たっては、それぞれ、①地域再生基本方針において、計画期間中に、認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとし、目標の達成状況等についても確認するよう努めること、②「都市再生整備計画を活用したまちづくり実例集」（平成22年3月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）において、モニタリングは、交付期間中に、事業の進捗状況や成果の発現状況を把握して、その後の事業の進め方に資するために行う点検作業であり、まちづくりの目標達成の確実性向上等に有効であること、③中心市街地活性化基本方針において、計画期間中、原則毎年フォローアップ（定期フォローアップ）を行うよう努めることとされており（地域再生計画のフォローアップ、都市再生整備計画のモニタリング、中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップを総称して、以下「中間評価」という。）、中間評価の実施に努めることとされている。</p> <p>また、①地域再生基本方針において、認定地域再生計画に記載された事項と地域の現状や事業の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定地域再生計画の見直しを行うこと、②都市再生整備計画を活用したまちづくり実例集において、事業の円滑な執行管理とそれを踏まえた計画の修正等は、まちづくりの目標達成の確実性向上等に有効であるこ</p>	表 2-(4)-③

と、③中心市街地活性化基本方針において、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定基本計画の見直しを行うこととされており、それぞれ、中間評価結果を踏まえ、必要な場合に計画を見直すことの重要性が示されている。

(情報の提供)

地域再生法第 36 条では、内閣総理大臣は、政府の地域再生に関する施策に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとされている。

今回、効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組と位置付けられている地域住民等との連携や中間評価等を踏まえた計画の見直し状況を調査した結果、次のとおり、適切に取り組み効果の発現がみられる計画がある一方、取組が不十分で効果の発現がみられない計画があり、国の情報提供も不十分な状況がみられた。

ア 地域住民等との連携状況

地方公共団体における地域住民等との連携状況を調査したところ、次のとおり、地域住民等と連携して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例がみられる一方、地域住民等のニーズ把握や事前調整が不十分であり、関連する指標が目標値に達していない例がみられた。

① 地域住民等と連携して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例

i) 地域住民等のニーズを適切に把握して計画に反映している例

既存施設を活用して子育て支援施設を整備する計画について、市民に対するアンケート結果を基に子育て支援施設の整備を決め、公募で選任された子育て経験のある市民等の意見を踏まえて施設の整備内容の検討を行ったもの

ii) 地域住民等からのアイデアを活用して事業を実施している例

地元の有識者から、地域のブランド品（特産品）を活用して市のイメージアップを図り観光客を誘致するというアイデアが提供されたことを受けて事業内容に反映し、計画を作成したもの

iii) 地域住民等の意見を踏まえて計画を見直している例

まちづくり条例に基づく地域住民等の提案を受けて計画を作成し、計画期間途中においても、事業の進め方等について地域住民等と検討を重ねつつ計画を進めたもの

② 地域住民等のニーズ把握や事前調整が不十分であり、関連する指標が

表 2-(4)-④-i、ii

表 2-(4)-⑤-i

表 2-(4)-⑤-ii

表 2-(4)-⑤-iii

<p>目標値に達していない例</p> <p>i) 地域住民等のニーズ把握や事前調整が不十分な例 観光地へのアクセス道路を整備して観光客誘致を図る計画について、整備による過剰な車両進入に対する地域住民の不安の声等を受け、道路の供用が延期されていたもの</p> <p>ii) 事業実施主体となる民間事業者との事前調整が不十分な例 駐車場や空きスペースに植樹を行う事業について、駐車場事業者の協力を得られず事業が着手されていなかったもの</p>	<p>表 2-(4)-⑥-i</p> <p>表 2-(4)-⑥-ii</p>
<p>イ 中間評価等を踏まえた計画の見直し状況</p> <p>地方公共団体における中間評価等を踏まえた計画の見直し状況を調査したところ、次のとおり、中間評価等により計画期間途中における状況を把握して計画を見直し、関連する指標が目標値に達している例がみられる一方、中間評価等により計画期間途中における状況の変化を把握していない、又は把握していたが特段の対応をしておらず関連する指標が目標値に達していない例がみられた。</p> <p>① 中間評価等により計画期間途中における状況を把握して計画等を見直し、関連する指標が目標値に達している例</p> <p>i) 中間評価の結果を踏まえて事業の追加・見直している例 観光客等の誘致を図る計画について、中間評価において景観満足度や歴史ガイドの活用人数が目標を達成していなかったことから、有識者等を構成員とした会議において改善方策を検討し、当該検討結果を踏まえ、当初予定していた案内標識等の整備に加え、史跡の発掘調査・復元整備等の新規事業を追加したもの</p> <p>ii) 効果の発現状況を踏まえて事業の見直している例 鉄道利用者の増加を図るため、鉄道の運行頻度を増加させる交通社会実験を行う事業について、事業期間を2期に分けて、1期の実績を踏まえて検討し、2期では1期で効果の発現が認められた区間に重点的に増発運行を行ったもの</p> <p>iii) 地域の状況を踏まえて計画を見直している例 地域の雇用創出を図る計画について、農作物等の生産・加工・流通の各工程で必要とされる人材を育成する事業を実施していたものの雇用が十分に増加しなかったことなどを踏まえて検討し、地元の大学等から提案されるアイデアを事業化・商品化につなげることが重要として、新たに地元の大学で地域資源を更に付加価値の高い製品等へ転換できるビジネスモデル等を企画できる人材を育成する事業を実施し、新商品を開発したもの</p> <p>② 中間評価等により計画期間途中における状況の変化を把握していな</p>	<p>表 2-(4)-⑦-i</p> <p>表 2-(4)-⑦-ii</p> <p>表 2-(4)-⑦-iii</p>

<p>い又は把握していたが特段の対応をしておらず、関連する指標が目標値に達していない例</p>	
<p>i) 中間評価等により計画期間途中における状況の変化を把握していない例</p> <p>歩道や運動公園等の整備を行い歩行者通行量の増加を図る計画について、計画期間途中で用地確保が困難となり歩道の改装整備事業の内容を大幅に変更するなど、事業内容に大きな変化があったものの、国土交通省のマニュアル等で中間評価の実施が義務付けられていないとして、中間評価により状況を把握せず、代替事業の追加などの対策を講じていないもの</p>	<p>表 2-(4)-⑧-i</p>
<p>ii) 中間評価により把握した課題に対応していない例</p> <p>中間評価において、近隣町に大型商業施設が開業した影響により中心市街地の小売業の年間商品販売額の目標達成が困難と見込んでいたが、内閣府に中間評価結果を報告した際に同府から未達成の要因等の聴取を受けたものの、目標達成のための取組についての指導・助言は特になく、当該市も適切な対応手段がないとして、特に事業の追加や見直しを実施していないもの</p>	<p>表 2-(4)-⑧-ii</p>
<p>また、国の制度として中間評価の結果を翌年度以降の事業の継続可否の判断に活用している例が、次のとおりみられた。</p>	
<p>地域再生計画のうち、地域の雇用創出を図る実践型地域雇用創造事業並びにその前身事業である地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）及び地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（これらを総称して、以下「地域雇用開発のための事業」という。）を活用する計画については、計画の作成主体である地方公共団体は、当該事業の指標として、事業の利用求職者数・利用企業数（以下「事業利用者数」という。）と就職者数・創業者数（以下「雇用創出数」という。）を設定し、毎年度、その目標の達成状況を評価して厚生労働省に提出することとされている。同省では、指標の目標の達成状況を踏まえて廃止を含めて事業の見直しを求めるなどの取扱いとしている。具体的には、実践型地域雇用創造事業では、i) 事業全体の雇用創出数の達成状況が 50%未満又は 2 年連続して 90%未満の場合は翌年度の事業の委託の継続を原則不可、ii) 同 50%以上 90%未満の場合は個々の事業の雇用創出数が 90%未満かつ事業利用者数が 80%未満であれば廃止を含めて事業の見直しを求めるなどの取扱いとしている。</p>	<p>表 2-(4)-⑨</p>
<p>今回、当省が調査した地域雇用開発のための事業を活用した計画の中には、計画初年度の雇用創出数が目標値の 50%未満となったことから、厚生労働省から事業の委託を取り消されている例がみられた。</p>	<p>表 2-(4)-⑩</p>

<p>ウ その他の取組</p> <p>その他、地方公共団体における計画作成、実施及び見直しに係る取組状況を調査したところ、近隣市等の状況も含めて地域の状況を分析して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例がみられる一方、近隣市等の状況を十分把握しておらず関連する指標が目標値に達していない例がみられた。</p> <p>① 近隣市等の状況も含めて地域の状況を分析して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例</p> <p>近隣に人口や経済規模の大きな市があり、同様の取組を実施しても成功しないとして、自市の強みである飲食産業に着目して食文化を活用した事業を実施し、指標の一つである「サービス・飲食業のシェア」が目標値に達しているもの</p> <p>② 近隣市等の状況を十分把握しておらず、関連する指標が目標値に達していない例</p> <p>市町村合併の結果、市内に類似施設が多数存在する中で施設整備を行い、利用者数が目標値に達していないもの</p>	<p>表 2-(4)-⑪</p> <p>表 2-(4)-⑫</p>
<p>エ 国による事例集の情報提供等の取組</p> <p>今回、各府省が公表・配布している地域活性化3計画に係る事例集の内容や情報提供の状況を調査したところ、次のとおり、地域住民等との連携や中間評価を踏まえた計画の見直しに係る取組に着目した事例が紹介されていないのがみられた。また、事例集については、各府省において別個に作成され、それぞれのウェブサイトで公表されており、総覧性に乏しいものとなっていた。</p> <p>① 地域住民等との連携や中間評価を踏まえた計画の見直しの取組に着目した事例の掲載状況</p> <p>i) 地域再生計画に関する事例集（内閣府）</p> <p>内閣府は、「地域の元気は日本の元気－特区・地域再生事例集－」（平成 21 年 3 月）や「地域再生戦略交付金活用事例」（平成 27 年 8 月）などを作成している。しかし、これらには、取組の一部として地域住民等と連携して事業を実施した旨に触れている事例もあるものの、特に地域住民等との連携や中間評価の取組に着目して取りまとめたものはない。</p> <p>ii) 都市再生整備計画に関する事例集（国土交通省）</p> <p>国土交通省は、平成 22 年 3 月に「都市再生整備計画を活用したまちづくり事例集」を作成し、プロセス別の事例紹介として、「18. 住民と協働してまちづくり計画を作成する」、「21. 交付期間中にモニタリング（中間評価）を行う」等の項目を設けて、地域住民等との連携や</p>	<p>表 2-(4)-⑬-i、ii</p> <p>表 2-(4)-⑭</p>

<p>中間評価の取組に着目した事例を紹介している。</p> <p>iii) 中心市街地活性化基本計画に関する事例集（内閣府）</p> <p>内閣府は、平成 21 年 5 月及び 24 年 6 月に「中心市街地活性化取組事例集」を作成している。このほか、毎年度、前年度に計画期間が終了した中心市街地活性化基本計画の事後評価結果を取りまとめた「最終フォローアップ報告」において「好取組事例」を紹介している。しかし、これらには取組の一部として地域住民等と連携して事業を実施した旨に触れている事例もあるものの、特に地域住民等との連携や中間評価の取組に着目して取りまとめたものはない。</p> <p>② 情報提供の方法</p> <p>地域活性化 3 計画に関する事例集については、次のとおり、各府省において、それぞれ別個に作成され、それぞれ自省のウェブサイトで公表されている。</p> <p>経済産業省においては、中心市街地における商店街の再生事例等を紹介した「好きなまちで挑戦し続ける」を平成 25 年に作成し、同省のウェブサイトで公表しているほか、中心市街地活性化基本計画に係る同省の支援措置を活用した取組事例集「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりをめざして～戦略補助金を活用した中心市街地活性化事例集～」を作成して、同省のウェブサイトで公表している。</p> <p>また、総務省（自治行政局）においては、地域活性化 3 計画を含む地域活性化の取組を紹介した「地域力創造優良事例集」を作成して、同省のウェブサイトで公表しているほか、地域活性化に取り組む地方公共団体自らが発信する「地域の元気創造プラットフォーム」を構築し、同省のウェブサイトで公表している。</p> <p>さらに、国土交通省においては、中心市街地の活性化を推進するまちづくり会社等の活動を紹介した「まちづくり会社等の活動事例集」や、「中心市街地の空きビル活用及びリニューアル事例調査」等を同省のウェブサイトで公表している。また、上記① ii) の事例集についても国土交通省のウェブサイトで公表しているものの、内閣府のウェブサイトからリンクが貼られていない。</p> <p>一方、地域再生基本方針においては、内閣府が、地域再生の成功事例を示すこととしているほか、関係府省の協力の下、地域再生に関する情報等（補助金・交付金等の予算措置、税制措置に加え、地域再生の推進のためにアドバイスや助言を行うことができる者の情報等）を、インターネット等により一元的に公表することとされている。内閣府では、地域再生計画、中心市街地活性化基本計画、構造改革特別区域計画及び総合特別区域計画に関する情報サイトとして「地域活性化総合情報サイ</p>	<p>表 2-(4)-⑮-i、ii</p> <p>表 2-(4)-⑯</p>
--	--

ト」を設置し、これらの制度や支援施策、認定された計画、好取組事例、地域活性化に関する専門家等に関する情報を提供していたが、平成 27 年 6 月に閉鎖された。その後、28 年 5 月 31 日に「地方創生総合情報サイト」として再開されたものの、上記の他省庁が作成した事例集の掲載は行われておらず、また、地域住民等との連携や中間評価の結果を踏まえた計画の見直しの取組に着目した事例も掲載されていない。内閣府は、今後提供する情報の充実を図っていくとしている。

【所見】

したがって、内閣府は、地方公共団体における地域活性化に係る取組について、効果的に計画を作成・実施するに当たって重要な取組を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

i) 地域住民等との連携、ii) 中間評価結果を踏まえた計画の見直し等の地域活性化に取り組む地方公共団体の参考となる事例等を収集し、取りまとめ、その結果をウェブサイト等を活用し、一元的に公表すること。

表 2-(4)-① 適切な情報収集による計画作成、実施及び見直しに関する規定

○ 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）

2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

地域の活力なくして国の活力はない。地域のやる気、知恵・工夫を引き出すには、国が考えた施策を押し付けるのではなく、地域が自ら考え、実行することができる体制づくりが必要である。

このような取組を効果的に進めるため、地域再生の取組では、構造改革特区等と連携し、地域の声を踏まえて、規制の特例の導入、府省庁横断的な交付金の創設などの支援策の充実を図り、政府一体となった施策体系を構築し、地域が自主的・自立的に取り組む計画を支援してきたところである。

○ 都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）（抜粋）

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

1 自主性と創意工夫による全国の都市再生推進

稚内から石垣まで全国の都市を対象として、本方針第一及び第二の内容を踏まえ、身の回りの生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る都市再生の取組を推進する。

市町村や民間をはじめとした多様な主体による積極的な取組とこれに対する国等の支援の基本的枠組となる

- ・ 民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動
- ・ 地域の自由な発想がいかせるまちづくりを支援する交付金
- ・ 都市再生に必要な権限の一体化
- ・ 行政と民間まちづくり活動との連携・協働

について、市町村が都市再生特別措置法第 4 6 条第 1 項の規定に基づき作成する「都市再生整備計画」は、民間をはじめとした多様な主体による創意工夫をいかした取組を含め、市町村の自主性を尊重し、少子・高齢化等の地域社会の変化の動向、歴史・風土・景観、環境、生物多様性、産業構造、交通上及び市街地の安全上の課題などの地域の特性に応じ、地域の有形・無形の資源を活用した創意工夫を最大限発揮することを目指すものとする。

都市再生整備計画には、市町村による公共公益施設の重点的な整備に係る事項のみならず、民間をはじめとした多様な主体によるまちづくり活動についても明らかにすることを通じて、都市再生整備計画を土台とした継続的かつ一体的な都市再生を推進する。

一方で、我が国の都市全体を通じ、コンパクトな都市構造への転換を図り、持続可能な都市経営を行っていくことが求められている中で、都市再生整備計画により実施する事業や施策についてもこのような考え方を踏まえたものに重点化していくことが必要であり、都市の外延部において実施する際には、農業や観光など地域資源をいかした産業の推進により戦略的・具体的に都市の持続可能性が示された場合等に重点化する必要がある。さらに、立地適正化計画の策定により具体的な集約化・持続可能性確保の姿が示されていない地域における都市再生整備計画への支援の在り方については、国の財政事情等も踏まえ、中期的には適切に見直していくことが必要である。

○ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)(抜粋)

第1章 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

1. 中心市街地の活性化の意義 (略)
2. 中心市街地の活性化の目標

中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫をいかにしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであり、これを通じて次の目標を追求すべきである。

- ① 人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。
- ② 地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること。

また、同時に、中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民間及び公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの縮減、各種公共的サービスの効率性の向上等を実現することも追求し得るものである。

さらに、中心市街地の活性化による効果を周辺地域にも波及させることにより、様々な地域の活性化に結びつける必要があり、ひいては国民生活の向上と健全な発展を図らなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

表2-(4)-② 地域住民等との連携に関する規定

○ 地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定)(抜粋)

2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

- 1) 地域の知恵と工夫の競争のサポート・促進

- ① 地域再生のためのひとつづくり・人材ネットワークづくりの促進

地域の自主的・自立的な取組により地域再生を進めるため、その担い手となる様々な主体の意識・能力の向上を図るとともに、主体相互の有機的な連携を促進する。

地域の担い手として、福祉、まちづくりなどの特定の目的で組織されたNPOや、講、自治会といった古くから地域に存在する地縁的な組織を再活用するなど、地域固有の「ソーシャル・キャピタル」を活性化するとともに、地域の实情に精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地域の重要な政策テーマに応じて、地方公共団体との連携の下で、各々の役割を明確にしつつ、特定の期間内に特定の目標を達成していく取組を適切に支援する。

○ 地域再生法(平成17年法律第24号)(抜粋)

第12条 地方公共団体は、第五条第一項の規定により作成しようとする地域再生計画並び

に認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 前項の地方公共団体

二 地域再生推進法人

三 第五条第二項第二号に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

4～11 （略）

○ 都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）（抜粋）

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

1 （略）

2 都市再生整備計画において具体的明らかされるべき視点等

都市再生整備計画においては、本方針第一及び第二の内容を踏まえ、選択と集中の考え方に立脚し、以下視点を明らかかつ迅速実施すべき具体的事業・施策を内容とするものとする。

ア （略）

イ 民間のまちづくりに関する活動等と連携・協働

○ 計画・事業・運営への地域団体等の積極的な参加と民間をはじめとした多様な主体による取組の推進やアイデア・ノウハウ等の活用が図られること。また、必要に応じて、市町村による都市再生推進法人の指定や、市町村都市再生協議会を組織することにより、官民連携の取組を図ること。

○ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）（抜粋）

第117条 次に掲げる者は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理並びに立地適正化計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）を組織することができる。

一 市町村

二 次条第一項の規定により当該市町村の長が指定した都市再生推進法人

三 密集市街地整備法第三百条第一項の規定により当該市町村の長が指定した防災街区整備推進機構

四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第六十一条第一項の

規定により当該市町村の長が指定した中心市街地整備推進機構

五 景観法第九十二条第一項の規定により当該市町村の長が指定した景観整備機構

六 地域歴史的風致法第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人

七 前各号に掲げる者のほか、第二号から前号までに掲げる者に準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等

2 前項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議して、市町村協議会に、関係都道府県、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間都市機構、当該都市再生整備計画の区域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行い、又は都市開発事業を施行する民間事業者、誘導施設又は誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業を施行する民間事業者（次項において「誘導施設等整備民間事業者」という。）その他まちづくりの推進を図る活動を行う者を加えることができる。

○ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月8日閣議決定）（抜粋）

第9章 第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

1. 推進体制の整備

（1）市町村の推進体制の整備等

基本計画に基づく各種の事業等を円滑かつ確実に実施するため、基本計画を作成する段階やそれぞれの準備段階から、これに関わる市町村、地域住民、地域経済団体、民間事業者、NPO、地域金融機関、地域交通事業者等、様々な関係者が情報交換や濃密な議論を行い、連携を図ることが必要である。また、市町村の行政担当部局間の連携のみならず、必要に応じ民間事業者、有識者、地域住民等の理解と参画を得ることも重要であり、民間連携の体制の整備に努め、継続的に活動を行っていくことが必要である。

なお、男女共同参画の視点も踏まえて、地域住民等の理解と参画を得ていくことが重要である。

○ 中心市街地活性化法（平成10年法律第92号）（抜粋）

第15条 第九条第一項の規定により市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、第一号及び第二号に掲げる者は、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

一 当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ 中心市街地整備推進機構（第六十一条第一項の規定により指定された中心市街地

整備推進機構をいう。次条、第十八条及び第十九条において同じ。）

- ロ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であって政令で定める要件に該当するもの
- 二 当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者
 - イ 当該中心市街地の区域をその地区とする商工会又は商工会議所
 - ロ 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人等又は特定会社であって政令で定める要件に該当するもの
- 2・3 (略)
- 4 第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロに掲げる者並びに次に掲げる者であって協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。
 - 一 当該中心市街地において第九条第二項第二号から第六号までに規定する事業を実施しようとする者
 - 二 前号に掲げる者のほか、認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
 - 三 当該中心市街地をその区域に含む市町村
- 5 (略)
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、第四項に規定する者に対し、協議会への参加を要請することができる。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(4)-③ 中間評価を踏まえた計画の見直しに関する規定

○ 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）（抜粋）

5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1)・2) (略)

3) 地域再生計画の認定手続

① 地域再生計画の認定申請に当たっての手続

イ・ロ (略)

ハ 地域再生計画の認定申請を行う主体

地域再生計画の認定申請をしようとする主体は、以下のいずれかによるものとする。

a. 地方公共団体が単独

b. 複数の地方公共団体が共同

c. a.、b. のいずれかと地域再生計画に記載された地域再生を図るための事業を実施しようとする実施主体（地方公共団体を除く。）が共同

なお、法第 5 条第 1 項に基づく認定申請の手続は、認定申請をしようとする主体に含まれる地方公共団体により行われるものとする。法第 5 条第 4 項第 5 号に掲げる事項が記載された地域再生計画にあっては、都道府県が単独で又は都道府県と市町村が共同で、同項第 6 号、第 7 号及び第 10 号に掲げる事項が記

載された地域再生計画にあつては、市町村が単独で又は都道府県と市町村が共同で、同項第8号に掲げる地域再生計画にあつては、市町村が単独で又は都道府県若しくは他の市町村と共同で、同項第13号に掲げる事項が記載された地域再生計画にあつては、都道府県及び市町村が共同で、認定申請を行うものとする。

なお、都道府県及び市町村は、各々が主体となる事業について共同で地域再生計画を定めるほか、各々が別に定める場合も想定されるため、同一の区域を含んだ各々の地域再生計画を作成する場合には、必要な調整を自主的に行うことを前提とする。

② 地域再生計画の認定申請に当たつての留意事項

イ 地域再生計画を作成する際には、まち・ひと・しごと創生法に基づき都道府県及び市町村が定めるよう努めることとされている地方版総合戦略等の法律に基づく諸計画との調和が図られることが必要である。

ロ 地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、特定非営利活動法人をはじめとするNPO、地域住民、関係団体、民間事業者等を通じて地域のニーズを十分に把握し、PFI制度等の活用も含めた民間のノウハウ、資金等の活用促進を検討した上で、反映するよう努めることが望ましい。

ハ～ホ (略)

4)～6) (略)

7) 認定地域再生計画の実施状況等

① 認定地域再生計画の進捗状況の把握及び効果の検証

イ 地域の自主的かつ自立的な取組により地域再生を進めるに当たつては、その取組が効果的なものとなるよう、地域自らが、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、改善等を行うことが重要である。

ロ 地方公共団体が地域再生計画を作成するに当たつては、計画の最終年度の数値目標のみではなく、中間目標を設定することにより、計画の進捗状況を検証できるものとするのが望ましい。

ハ イ及びロを踏まえ、地方公共団体は、計画期間中に、認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、地方公共団体は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認するよう努めるものとする。

なお、その結果、認定地域再生計画に記載された事項と地域の現状や事業の実施状況等から判断し、必要と認められる場合には、速やかに当該認定地域再生計画の見直しを行い、見直した計画について、再度認定の申請を行わなければならない。

ニ 内閣総理大臣は、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体に対し、計画に記載された事業の実施状況等について、報告を求めることができることとし、報告

を求めた場合には、その内容を公表する。

○ 都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日閣議決定）（抜粋）

第一 都市再生の意義及び目標に関する事項

1 都市再生の意義及び目標

（都市再生の意義）（略）

（地域の知恵を結集した中長期的な都市構想・戦略の共有）

都市再生の推進に当たっては、地域の住民、民間企業、NPO、地方公共団体等が連携し、地域が目指す都市の姿やそれを実現するための都市再生の進め方について、地域の知恵を結集して具体性の高い中長期的な都市構想・戦略を確立し、共有することが重要である。

この際、活用可能な資源、直面する課題等は、地域により様々であることを踏まえ、地域特性を踏まえた都市構想・戦略を確立する必要がある。

（都市の基本的構造の在り方）（略）

（経済活動を支える都市）（略）

（安心して快適に生活できる都市）（略）

（持続可能な経営ができる都市）（略）

（魅力ある美しい都市）（略）

（災害に強い都市）（略）

（環境負荷の小さい自然と共生した都市）（略）

2 （略）

第四 都市再生整備計画の作成に関する基本的事項

1 （略）

2 都市再生整備計画において具体的に明らかにされるべき視点等

都市再生整備計画においては、本方針第一及び第二の内容を踏まえ、選択と集中の考え方に立脚し、以下の視点を明らかにしつつ、迅速に実施すべき具体的事業・施策を内容とするものとする。

ア 得られる成果の重視、ソフトの充実等による戦略的・効率的実施

○ 得られる成果を重視し、計画に基づき実施される事業・施策についてできる限り客観的で透明性の高い適正な評価が図られること。

○ 既存施設の活用、ソフト施策との連携、民間をはじめとした多様な主体による積極的な取組などを重視することにより、事業・施策の効率的実施と文化、環境、生物多様性、居住等の都市の機能の増進が図られること。

○ 構造改革特別区域、地域再生計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、観光施策等の活用を含め、関連し合う諸施策と一体的に連携しつつ、相乗効果の発揮が図られること。

○ 将来にわたって継続的かつ一体的に都市の多様な機能を確保する施設等の維持管理が図られること。

○ 都市再生整備計画を活用したまちづくり実例集（平成 22 年 3 月国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室）

21. 交付期間中にモニタリング（中間評価）を行う

モニタリング（中間評価）は、市町村が交付期間中に、事業の進捗状況や成果の発現状況を把握して、その後の事業の進め方に資するために行う点検作業です。事業の円滑な執行管理とそれを踏まえた計画の修正等により、まちづくりの目標達成の確実性向上等に有効です。

○ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）（抜粋）

第 2 章 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1.～5. （略）

6. 認定基本計画の実施状況についての評価の実施等

（1） 認定基本計画の進捗状況の把握等

- ① 中心市街地の活性化に向けては、基本計画の認定が目的ではなく、設定した目標に向かって着実かつ効果的に事業を実施していくことが重要である。そのためには、地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）の活用等を通じ、地域経済や少子化の状況等を踏まえた地域ごとに異なるアプローチの下、不断の事業効果の検証、改善、実施といった PDCA サイクルの確立が必要である。

このため、基本計画の認定を受けた市町村は、認定基本計画に記載された取組の着実な実施を通じて、中心市街地の活性化が実現できるよう、計画期間中、原則毎年フォローアップ（定期フォローアップ）を行うよう努めるものとするとともに、計画期間終了後には、基本計画に関する最終的なフォローアップ（最終フォローアップ）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

フォローアップに当たっては、市町村は、認定基本計画の目標の達成状況に関する評価指標を設定している場合には、当該目標の達成状況について、評価指標に基づき評価するとともに、基本計画の作成時に中心市街地の現状分析で用いた基礎データについては、毎年把握・蓄積し、独自に評価した上で、公表することが望ましい。

- ② 定期フォローアップに基づき、市町村は、認定基本計画に記載された事項と中心市街地の現状や事業等の実施状況、目標の達成状況等から判断し、必要と認められる場合には、協議会と連携して、速やかに当該認定基本計画の見直しを行い、見直した基本計画について、再度認定の申請を行うよう努めるものとする。
- ③ 最終フォローアップにおいては、市町村は、目標の達成状況、事業実施前後での中心市街地の状況、市民意識の変化など、取組の実施を通じた認定基本計画の成果等について評価するとともに、今後の課題について整理するよう努めるものとする。
- ④ 認定計画の期間を終了し、再度新たな基本計画の認定申請を行おうとする市町村は、最終フォローアップの結果を新たな基本計画に的確に反映するよう努めるものとする。また、内閣総理大臣は、認定に当たっては、その反映状況等について確認

する。

⑤ (略)

(2) (略)

第9章 第4章から第8章までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項

1. 推進体制の整備 (略)

2. 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

中心市街地の活性化を図るため、第4章から第8章までに掲げる事業等について、総合的かつ一体的に推進し、生活空間としての中心市街地の魅力向上を図ることが重要であることから、市町村は、基本計画を作成するに当たり、以下に掲げる点を考慮し、それぞれの内容、方向性等について基本計画に記載する。

① 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

基本計画の作成に当たり、市町村は地域の現状等に関する統計的なデータや地域住民のニーズ等をRESAS等によって客観的に把握し分析することが必要である。

また、このニーズ等に基づき中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するために、地域が必要とする取組を重点的かつ集中的に実施することが必要である。

② 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

市町村は、地域の現状や地域住民のニーズ等をRESAS等によって客観的に把握し分析した上で、中心市街地の活性化を進めるために必要な第4章から第8章までに掲げる事業等を基本計画に盛り込み、総合的かつ一体的に推進することが必要である。このため、これら事業等が互いに連携して相乗効果を生み出すよう、それぞれの事業の実施区域、実施時期、実施方法等について、基本計画の作成段階から、当該事業者や、必要な許認可等に係る関係法令等を所管する行政機関等との十分な調整を図ることが必要である。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(4)-④ 地域再生に係る情報提供に関する規定
 表 2-(4)-④-i 地域再生法の一部を改正する法律案の概要 (抜粋)

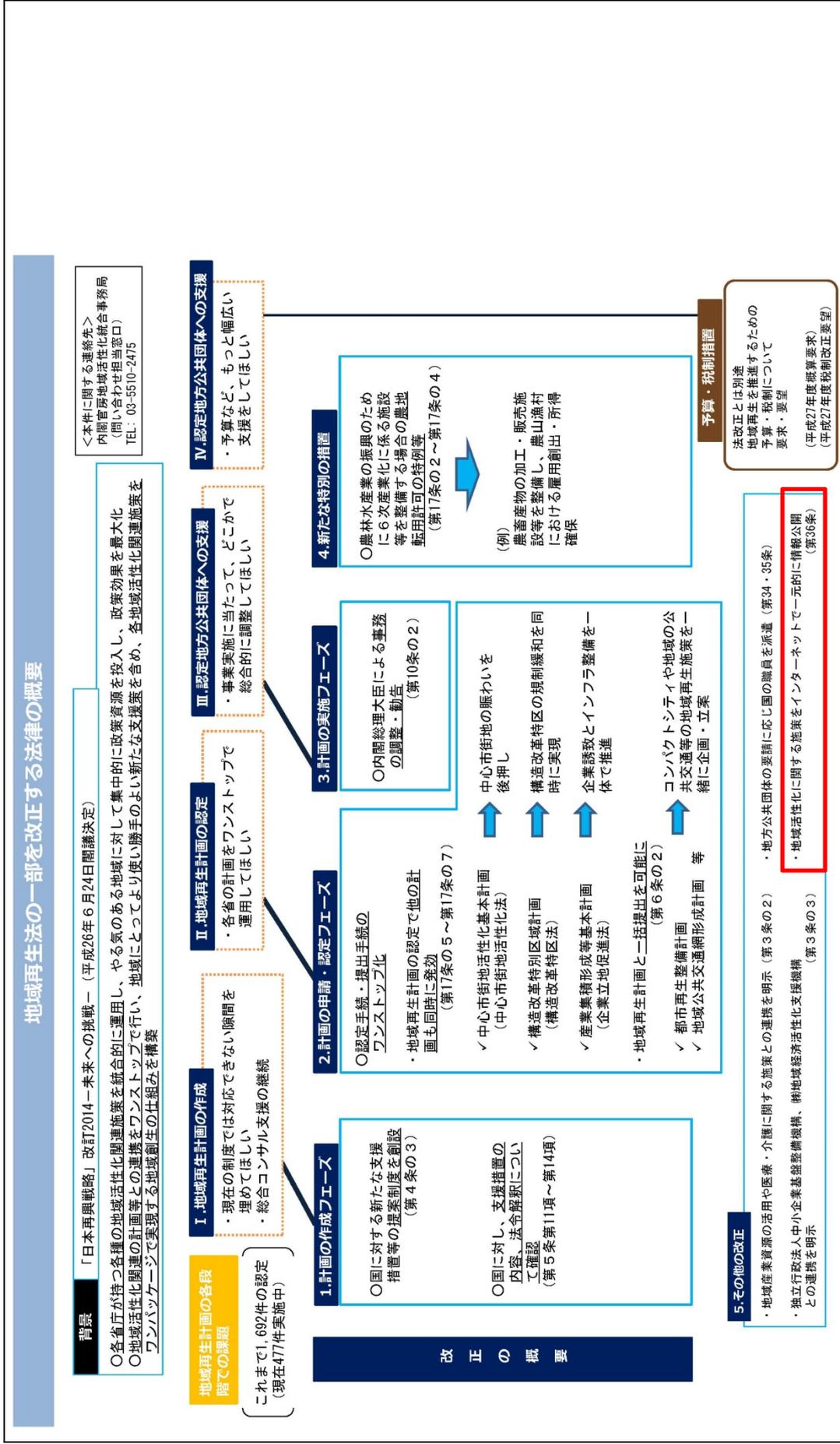


表 2-(4)-④-ii 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抜粋）

第 36 条 内閣総理大臣は、地域再生を図るために行う事業に係る支援措置の内容に関する情報その他の政府の地域再生に関する施策に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

【参考】 まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）（抜粋）

2. 「地方創生の深化」を目指す

(1)・(2) (略)

(3) 「地方創生版・三本の矢」

ローカル・アベノミクスの浸透を目指し、新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくりを進めていくため、国は「地域しごと創生会議」を開催し、具体的な事例に基づきつつ、「地域の技の国際化（ローカルイノベーション）」、「地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）」、「地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）」など、それぞれのテーマに即した先進事例から得られる課題を検討するとともに、地域の取組を、情報、人材、財政の三つの側面から支援し（「地方創生版・三本の矢」）、様々なプロジェクトの組成と、その自立化に向けた事業運営に対する的確な支援策を講じていくこととする。

3. 政策パッケージ

(1)～(3) (略)

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携

A (略)

B 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進

【施策の概要】 (略)

【主な重要業績評価指標】 (略)

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-B-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成 (略)

今後は、市町村の計画作成に向けた検討の進捗状況や更なる意見・要望等も踏まえて、関係施策と連携した支援施策の充実に向けた検討を更に進めていくほか、コンパクトシティの形成を通じた生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減等の効果を発現させるため、以下の取組を進める。

1. 目指す都市像や目標値が明確で、コンパクトシティ化の効果の発揮が期待され、他の参考となる市町村の取組を取り上げ、関係省庁が連携して支援し、モデルケース化する。これらの先行事例における取組内容やノウハウの収集・蓄積、情報提供等を進めることにより横展開につなげ、コンパクトシティの取組の裾野を拡大する。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(4)-⑤ 地域住民等と連携して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例

表 2-(4)-⑤-i 地域住民等のニーズを適切に把握して計画に反映している例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		子育て活動支援施設の利用者数（人/日）	100	265	766	○
避難圏域における避難面積（㎡/人）		1.3	1.7	1.8	○	
	公共施設の耐震化率（%）	30	80	90	○	
事例の内容	<p>当該市では、計画作成前の平成 18 年度に市民に対してアンケート調査を実施して地域のニーズを把握しており、その結果、子育てや防災についての要求が高かったことを踏まえ、子育て支援施設や防災施設を整備する都市再生整備計画を作成している。</p> <p>また、当該市では、子供と子育て家庭にやさしい、子育て支援のための拠点施設の内容について、保育及び建築関係の学識経験者、認可保育所・認可外保育施設・幼稚園といった乳幼児の保育・教育関係者、子育て支援に携わる NPO 法人やボランティアの代表、子育てサークルで活動している保護者の代表のほか、公募で選任された子育て経験のある市民の計 10 名による子育て支援総合施設整備検討委員会を設置している。</p> <p>当該検討委員会では、他市の先進施設の整備内容等を参考に、施設に必要となる機能を検討し、①親同士・子供同士の交流機能、育児に関する相談窓口、育児に関する情報展示コーナー、子供の一時預かり施設、育児ボランティアを育成・支援するための機能等を持たせることと、②財政事情等を考慮し、既存施設の活用も検討すべきこと、③医師会等との緊密な連携や利用者の利便性を考慮した開館日時の設定などについて、当該市に対して提案している。</p> <p>当該市では、当該提案を踏まえ、従来宿泊施設として利用されていた施設を活用して、子育て支援施設や防災施設を整備したほか、医師会等との連携や利用しやすい開館日時の設定等の運営を行っている。</p>					
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地域防災力・防犯力向上についての満足度（%）	23	40	52	○
		公民館の年間利用者数（人）	20,000	24,000	26,230	○
		防災防犯活動への参加者の割合（%）	5	10	16	○
自動車交通についての不満度（%）		83	70	50	○	
事例の内容	<p>当該市では、計画作成前の平成 16 年度から 18 年度にかけて、地元説明会・地区懇談会を開催し、地域住民へ事業の説明や住民からの意見聴取を行っており、この際に意見・要望が多かった、地区内の幹線道路や通学路である生活道路の整備、排水対策などを都市再生整備計画の事業として取り入れている。</p> <p>また、計画期間中も、毎年、事業の進捗状況等を地域住民に周知しながら実施している。</p>					

3	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 6 月 25 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地域雇用創造推進事業による雇用創出人数（人）	0	516	598	○
		雇用拡大支援事業の参加事業所数（社）	0	200	213	○
		人材育成事業への参加者数（人）	0	1,010	1,055	○
就職促進事業への参加者数（人）	0	1,010	923	×		
事例の内容	<p>当該計画は、情報関連産業、コールセンター及び観光産業の人材育成を行い地域の雇用創出を図るものである。</p> <p>当該計画では、計画で実施する事業について、事前に事業者及び求職者を対象とした調査を実施している。例えば、情報関連企業に対しては、採用において重視するスキルのほか、計画している講座のカリキュラム案を示し、講座の内容は希望するスキルを充足した内容となっているか、計画している講座の受講生を採用する希望があるか（ニーズがあるか）等を確認しており、ニーズを踏まえて希望の少なかった講座のカリキュラムの見直し（よりシステム開発に特化する等）を検討している。</p> <p>また、計画期間中は官民共同の協議会において各年度の事業運営計画を作成するなど、適時関係者のニーズを踏まえて計画を見直しつつ事業を実施している。この結果、効果を上げた事業については、計画期間終了後も継続的に実施している。</p>					

（注）当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑤-ii 地域住民等からのアイデアを活用して事業を実施している例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地域ブランドの関連企業数（社）	15	26	47	○
		年間乗船数（人）	26,879	28,000	41,803	○
	活動参加者数（人）	0	400	2,892	○	
事例の内容	<p>当該市では、公益財団法人の理事から地域資源を活用した市のイメージアップの提案を受け、イベント企画にノウハウのある NPO 法人と協働で地域ブランドを活用したイベントを開催し、当該イベントに関連して企業誘致等の事業を展開する地域再生計画を作成している。</p> <p>イベントの実施に当たっては、地域住民等からアイデアを募り、そこで出た地域資源を使ったアート作品の展示方法、場所等をイベントの運営に反映したほか、多くの地域住民等がボランティアとして参加している。</p> <p>当該市は、このような取組により市民相互のネットワークづくりや市民と企業・専門家との協働関係づくりを図ることができたとしている。</p>					
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 20 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		交流人口の拡大（人）	0	3,700	6,058	○
耕作放棄地の活用（㎡）	0	3,000	3,000	○		

	事例の内容	<p>当該市では、統廃合により使用しなくなる学校施設の有効活用を図る計画について、地域住民から閉校後の学校施設を行政施設等に有効活用するよう要望を受け、市民等から利活用アイデアを公募したほか、地域住民による「利活用方策地元検討会」と意見交換を行っている。</p> <p>当該市では、これら意見を踏まえ、宿泊施設を有する農林業・自然体験施設（グリーンツーリズム施設）に転用を行う地域再生計画を作成している。</p> <p>また、転用後の施設における事業内容についても、地域住民やグリーンツーリズム関係者とともに検討を重ねて、当該意見を施設運営等に反映している。</p>				
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成20年4月1日～25年3月31日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		観光地利用者数（人）	406,997	500,000	576,877	○
		路面電車利用者数（人）	25,294	30,000	43,813	○
		ロープウェイシニア割引利用者数（人）	5,234	7,000	13,431	○
		地域の歴史文化交流事業参加者数（人）	390	500	527	○
		地域交流イベントの実施回数（回）	1	4	5	○
	事例の内容	<p>当該計画は、観光客の誘致を図ることを目的とした都市再生整備計画であり、計画の作成及び実施に当たり、観光に関心のある市民、観光関係の民間事業者及び自然環境の専門家による懇談会において、観光地の活用方法・今後の方向性を検討している。</p> <p>当該市では、懇談会の検討を踏まえ、「誰でも観光地を訪れることができる」ようにすることを目的として整備することとし、シニア層や障害者に配慮し、観光施設へのアクセスについてバリアフリー化の対応を行っている。</p>				
4	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成20年4月1日～25年3月31日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		観光入込客数（人）	532,000	542,000	643,837	○
		道の駅観光施設利用者数（人）	39,800	40,800	223,901	○
		公園パークゴルフ場利用者数（人）	3,500	3,800	5,300	○
	事例の内容	<p>当該市では、市内に所在する道の駅の観光入込客は一定数あるものの、道の駅の周辺観光施設の観光入込客数が低迷しており、道の駅の観光客を他の施設にどのように誘導するかが課題となっていた。</p> <p>このような状況を踏まえ、当該市では、観光協会等の各種団体、有識者及び地域住民からなる協議会を設置して協議を行っている。</p> <p>その結果、周辺観光施設である水族館について、道の駅の建物の陰になっており、立地に問題があるとの結論に至り、水族館の移転改修等を行うこととし、また、水族館の移転改修に当たって、著名な水族館プロデューサーの知見を活用して改修することで観光客の誘致に成功している。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑤-iii 地域住民等の意見を踏まえて計画を見直している例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		緑道の通行者数（人）	0	1,200	2,490	○
		公園利用者数（人）	0	810	1,220	○
市道の狭隘道路に接した住宅の割合（%）	10.9	7.0	5.9	○		
事例の内容	<p>当該市では、計画作成前から、まちづくり条例を制定し、地域住民等で構成されるまちづくり協議会から当該市に対してまちづくりの提案を行える仕組みを整備しており、当該計画は、同協議会から提案されたまちづくり構想に基づき作成したものである。</p> <p>当該まちづくり構想では、狭あいな生活道路が多く、緊急車両の通行に不安があることや、小規模な公園が多くまとまった緑地が少ないこと等が当該地区の課題であるとして、その改善のため緑道及び公園の整備等を行う事業を提案しているほか、計画期間途中においても協議会において事業の進め方等について検討を重ねつつ、実施している。</p>					
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 7 月 4 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		食品マイスター（社会人）育成数（人）	0	20	26	○
		人材を派遣した市内事業所における新製品・新技術開発及び生産工程改善への取組（%）	0	50	62	○
		人材を派遣した市内事業所においてブランド郷土食として開発した新製品（品）	0	3	4	○
		修士（工学・食品化学コース）育成数（人）	0	15	10	×
修士（工学・食品化学コース）の市内事業所就職者数（人）	0	8	4	×		
事例の内容	<p>当該計画は、郷土食のブランド化を図るための人材を育成することを目的としたものであり、当該計画の実施に当たっては、産官学の関係者で構成する協議会を設置して、当該協議会及びその傘下の専門部会により、毎年度、事業の実施状況を評価検証している。</p> <p>また、人材養成プログラムの内容が企業のニーズと合致しているかを見極めるため、地元企業との意見交換会等により企業が求める人材に対する意見を聴取し、それらの意見を人材養成プログラムに反映している。</p>					
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		地区の人口増加率（%）	3.16	5.0	5.11	○
駅アクセス道路の歩行者交通量・自転車交通量（人・台/日）		2,140	3,790	4,680	○	
鉄道乗降人員（人/日）	2,308	2,400	3,183	○		

	地区内通学路の歩道等整備率 (%)	38.5	41.0	41.6	○
事例の内容	<p>当該地区では、駅舎がカーブに設置されており、乗降時に車両とホームとの間に空間ができ危険であること、駅までのアクセスが不便であること等の問題があり、地域住民からの要望により、本都市再生整備計画を作成している。</p> <p>当該市では、地域住民の意見・要望等を把握して計画に反映するため、平成19年度に、地域住民や地区内の小学校、中学校及び高校を対象としてアンケート調査を実施して、駅の利用実態、駅利用上の問題点、改善要望等を把握している。</p> <p>また、平成19年5月に地域住民を構成員に含む協議会を設置しており、協議会での検討の結果、施設整備の効果を検証することが必要として、代表的な数路線を実際に整備（カラー舗装化等）して地域住民等から利用状況を把握する交通社会実験を実施している。</p> <p>これらの取組により把握したニーズを踏まえ、当初計画で予定していた大規模な交差点改良を中止し、歩行者と自転車の安全を確保するために歩車分離の整備に変更したほか、整備箇所や整備内容の変更を行っている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑥ 地域住民等のニーズ把握や事前調整が不十分であり、関連する指標が目標値に達していない例

表 2-(4)-⑥-i 地域住民等からのニーズ把握や事前調整が不十分な例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成19年4月1日～24年3月31日				
	目標（指標）の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		りんごの木オーナー制度の契約本数（本）	969	1,000	620	×
		高速道路インターチェンジから観光名所までの移動時間の短縮（分）	0	-15	-13	×
		市街地から観光名所までの移動時間の短縮（分）	0	-15	-8	×
		農産物直売所の客数（人）	19,000	20,000	16,320	×
		観光地の入園者数増加（人）	45,414	50,000	18,370	×
		神社参拝者数（人）	6,081	6,500	3,691	×
		体験農業の参加者数（人）	969	1,000	620	×
	事例の内容	<p>当該計画は、観光地へのアクセス道路を整備することで観光客の誘致を図ることを目的として、道整備交付金を活用して市道の整備事業等を行うものである。</p> <p>しかし、当該市では、計画で整備した道路について、公安委員会及び地域住民から地区内の生活道路への大型車両の流入に対する懸念・不安の声が挙がり一部供用が延期されたほか、観光客誘致のために実施した体験農業等の事業について、農家の高齢化・後継者不足による廃業の影響から、計画の目標達成に十分寄与できなかったとしている。</p>				

2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～25 年 3 月 31 日 (交付期間：平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日)				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		駅施設利用者の満足度（%）	0	60	38	×
		定住人口の増加割合（%）	0	10	3	×
交流イベント回数（回）		0	4	0	×	
	浸水危険エリアの減少（%）	25	10	13	×	
事例の内容	<p>当該計画では、鉄道駅設置に伴い、居住環境の形成を図ることを目的として、土地区画整理事業を行うとともに、都市再生整備計画事業により駅周辺の整備を行っている。また、都市再生整備計画事業の効果促進事業として、地域住民からまちづくりリーダーを養成し、地域住民が主体となってまちづくりを推進するためのワークショップ等を実施することとしていた。</p> <p>しかし、当該市が、土地区画整理事業を実施する地区でワークショップを開催した結果、地元意見として時期尚早であるとの意見があったため 1 回の開催にとどまった。これは、元々住民の多い地区ではない上、同事業が未完了で新規居住の住民も少ない段階であり、地域住民によるまちづくりリーダーの養成は数の少ない既存住民から選ぶことになるなど、既存住民に負担を押し付けることになると考えられたためである。</p>					
3	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		鉄道駅の年間乗降客（人）	2,000,000	2,100,000	1,823,540	×
地区内イベント参加者数（人）		30,000	35,000	18,904	×	
	避難地の空白地帯の解消面積比（%）	70	90	83	×	
事例の内容	<p>当該計画は、国道沿いにおける道の駅建設に併せ、当該地区への観光客等の誘致を図ることを目的に、当該施設に併設する観光交流センター等の施設や観光地周辺の市道整備等を行うものである。</p> <p>しかし、計画開始後、地権者の反対により道の駅の建設が中止されたため、観光施設の整備を中止している。</p> <p>このため、当該計画は、当初から大きく前提が変わっており、当該市では、新たに地区内の別の観光地である庭園や歩道の整備事業を追加して計画を継続しているが、新たに追加した事業についても、歩道整備に関連して整備する予定であった広場について、地権者と調整が付かず中止となっている。</p> <p>なお、当該計画は、その後、平成 23 年度から 26 年度にかけて第 2 期計画を、27 年度からは第 3 期計画を実施しているが、依然として、庭園整備や歩道整備は完了していない。</p>					
4	計画区分	中心市街地活性化基本計画				
	計画期間	平成 20 年 7 月 1 日～25 年 3 月 31 日				

目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	小売業年間商品販売額（億円）	872	880	806	×
	歩行者通行量（人）	326,833	350,000	275,154	×
	まちなか滞留時間（3時間以上の割合）（%）	37.4	40	30.4	×
事例の内容	<p>当該計画では、中心市街地活性化の指標の一つに、歩行者通行量の増加を図ることを掲げ、活性化に向けた取組を進めており、計画事業の一つとして、広幅員でバリアフリーの歩道を整備することで歩行者が通行しやすくする事業を実施することとし、地域住民等と意見調整を行っていた。</p> <p>しかし、計画開始後に、車線数を減らして歩道の拡幅を図る整備手法に対して市民合意が整わず、計画期間中に事業が完了できていない。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑥-ii 事業実施主体となる民間事業者との事前調整が不十分な例

1	計画区分	中心市街地活性化基本計画				
	計画期間	平成 20 年 7 月 1 日～26 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		中心市街地における歩行者・自転車通行量（人/日）	7,000	9,000	7,476	×
	中心市街地における都市福祉施設の利用者数（人）	77,000	93,000	117,009	○	
	事例の内容	<p>当該計画では、公共駐車場の整備に併せて、駐車場や空きスペースに植樹を行う事業等を行っている。</p> <p>しかし、上記事業について、駐車場の緑化整備のために駐車可能台数を減らす必要があることから駐車場事業者の合意が得られず、当該事業が着手できていない。</p> <p>また、民間の住宅供給を促進するため、空き家情報を収集し提供する事業についても、計画期間中に、空き家の把握方法や同事業に参加する事業者のメリットについて空き家情報提供を協働して実施することとなる民間事業者との調整が付かず、着手できていない。</p>				
2	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		公共施設の利用人数（人）	298,000	548,000	352,000 （見込み）	—
		地域への回遊人数（人）	3,500	16,000	3,900 （見込み）	—
	地域内におけるイベント会議開催件数（件）	150	250	300 （見込み）	—	
	事例の内容	<p>当該計画では、地域への観光客の誘致を目的として、観光客の交通手段となるレンタサイクル事業の実施を予定していたが、既に民間事業者が独自でレンタサイクル事業を実施しており、新たなレンタサイクル事業の引受先や事業用地が見付からなかったことから、当該事業を実施できていない。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑦ 中間評価等により計画期間途中における状況を把握して計画等を見直し、関連する指標が目標値に達している例

表 2-(4)-⑦-i 中間評価の結果を踏まえて事業の追加・見直している例

1	計画区分	都市再生整備計画				
	計画期間	平成 19 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		景観満足度（%）	37.9	60	66.2	○
		ウォークラリー参加人数（人）	85	170	210	○
歴史ガイドの活用人数（人）	2,083	3,100	3,992	○		
事例の内容	<p>当該計画は、計画期間の中間年である平成 21 年 12 月に中間評価を実施したところ、「景観満足度」及び「歴史ガイドの活用人数」について目標値に達していなかった。</p> <p>このため、当該市では、有識者等を構成員とした会議において改善方策を検討し、目標を達成するために、当初予定していた案内標識等の整備に加え、緑地整備事業や史跡の発掘調査・復元整備等の事業を新たに追加している。</p>					
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～22 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		事業利用企業における雇入れ数（人）	0	1,278	1,457	○
		事業利用求職者数（人）	0	1,805	5,308	○
		事業利用企業数（社）	0	103	—	—
		事業利用企業における雇入れ数（人）	0	88	—	—
		事業利用求職者の地域内における就職件数（人）	0	1,022	—	—
		官民パートナーシップ確立のための支援事業への参加人数（人）	0	800	—	—
		自治会加入率（%）	64.6	70	—	—
		地域活動への参加（%）	18.2	30	—	—
NPO 団体数（団体）		22	30	—	—	
事例の内容	<p>当該計画は、厚生労働省の「地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」を活用して求職者に対する研修や経営者向けセミナー等を行い、地域の雇用創出を図るものである。</p> <p>地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）は、毎年度、事業の実施内容、その効果である事業利用求職者数及び雇用創出数（事業利用企業における雇入れ数）の状況を把握して事業を評価することとなっている。</p> <p>当該計画においても、この仕組みに基づき毎年度評価を行っており、受講者から実地研修を求める要望が多かったことを踏まえ実地研修の充実を図ったほか、講座の中で就職に直接つながる資格の取得に十分対応できなかったことを踏まえ、資格取得講座を実施するなど、事業の見直しに反映している。</p>					

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑦-ii 効果の発現状況を踏まえて事業の見直している例

計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	鉄道乗客数（人）	1,017,920	1,044,000	1,111,405	○
	居住者数（人）	42,973	44,000	43,653	×
	観光客入込数（人）	32,884	39,000	32,301	×
事例の内容	<p>当該計画では、鉄道乗客数について、1,044,000 人を目標としていたところ、目標を大きく上回る 1,111,405 人の効果を上げており、次のような取組を実施している。</p> <p>当該計画の主要事業である高頻度運行社会実験について、事業の実施時期を第 1 期（平成 18 年度～19 年度）と第 2 期（平成 19 年度～22 年度）に分け、第 1 期における事業の実施効果を分析し、その結果を踏まえて第 2 期では効果の発現が認められた区間への増発運行の重点化を行っているほか、多くの利用者数が見込める地域を選定し、当該地域に臨時駅を整備している。</p> <p>また、鉄道利用促進のため実施したパーク&ライド駐車場についても、第 1 期において駐車場の利用登録率が高くニーズはあったものの、実際の利用率は平成 19 年度の月平均で 45%と低かったことから、当該市では、この結果を踏まえて第 2 期では登録可能台数を増やしたところ、計画最終年度の平成 22 年度は 4 月から 7 月までの月平均利用率が 84%に上昇したとしている。</p>				

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑦-iii 地域の状況を踏まえて計画を見直している例

1	計画区分	地域再生計画			
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～24 年 3 月 31 日			
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	製造品出荷額等（万円）	10,625,907	12,362,100	12,803,857	○
	就職者数（平成 18～20 年度）（人）	0	403	536	○
	就職者数（平成 21～23 年度）（人）	0	400	578	○
	コーディネーター人材育成数（人）	0	15	21	○
	プレイヤー人材育成数（人）	0	25	51	○
事例の内容	<p>当該計画は、地域の雇用創出を図ることを目的として、当初、平成 18 年度から 21 年度にかけて、地域の農作物等の生産・加工・流通に至る各工程で必要とされる人材を育成する事業を実施することとしていた。</p> <p>しかし、上記の取組を実施しているものの、新産業創出や雇用の加速的増加につながっていないため、既存の産官学連携や産業間・異業種間連携事業において提案されるアイデアを事業化・商品化につなげることが重要として、平成 19 年度に新たに、地元の畜産大学において、農畜産物やバイオマスなどの地域資源を更に付加価値の高い製品等へ転換するビジネスモデル等を企画できる人材等を育成する事業を追加している。</p> <p>また、平成 21 年度には、依然として地域の雇用環境が厳しいとして、</p>				

		地域の農作物等の生産・加工・流通に至る各工程において必要とされる人材を育成する事業等を引き続き実施している。				
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～22 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		新規企業立地件数（件）	0	7	0	×
		起業にともなう設備投資の増加（億円）	0	25	0	×
		講座実施数（回）	0	10	10	○
		講座における受講者数（人）	0	2,160	2,093	×
		新規雇用創出数（人）	0	259	285	○
	事例の内容	<p>当該計画は、地域の産業振興や地域の雇用創出を図るため、当初、地元大学の医療技術学部と高等専門学校との医工連携の成果を製品化する医療関係の民間事業者等に対して融資を行うこととしていた。</p> <p>しかし、当該市の有効求人倍率が 0.73（平成 19 年 4 月時点）と厳しい状況にある中で、介護事業、製造業、小売業等における雇用面の課題を解決し雇用を促進させる必要があるとして、これらの分野で必要とされている人材を育成する事業を追加している。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑧ 中間評価等により計画期間途中における状況の変化を把握していない
又は把握していたが特段の対応をしておらず関連する指標が目標値に達
していない例

表 2-(4)-⑧-i 中間評価等により計画期間途中における状況の変化を把握していな
い例

計画区分	都市再生整備計画				
計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	総合運動公園内容客数（人）	124,943	162,400	144,694	×
	中心街の通行人数（人）	221,188	243,300	135,359	×
	市民プールの利用者数（人）	0	8,000	1,280	×
	総合運動公園に対する満足度（%）	38	60	31	×
事例の内容	<p>当該計画は、「中心街の通行人数」の増加のため、歩道、運動公園等の整備事業を行うものである。</p> <p>しかし、計画期間途中に用地確保が困難となったため、「中心街の通行人数」の増加に最も関係の深い道路に歩道を整備する事業を歩道を整備しない舗装整備事業に変更している。</p> <p>この事業内容の変更により、事業効果の見込みも変わるものと考えられるが、当該市では、都市再生整備計画では、中間評価（モニタリング）は義務付けられていないことから、中間評価を実施しておらず、代替事業の追加等の対策も講じていない。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑧-ii 中間評価により把握した課題に対応していない例

計画区分	中心市街地活性化基本計画				
計画期間	平成 20 年 11 月 1 日～26 年 10 月 31 日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	中央商店街の歩行者通行量（千人）	170.5	195	128.3	×
	路面電車の年間乗車人数（千人）	7,287	7,400	6,866	×
	中心市街地内の観光客数（千人）	1,348	1,600	1,379	×
	小売年間商品販売額（百万円）	263,982	264,000	208,301	×
事例の内容	<p>当該計画は、計画で設定した目標がいずれも未達成となっている。</p> <p>当該市は、中間評価において、近隣町に開業した大型店舗の影響から、このままでは小売年間商品販売額の目標は達成困難であると分析していたが、適切な対応手段がないとして、特に事業の追加や見直しは実施していない。</p> <p>なお、当該計画は、中間評価の結果を内閣府に報告しているが、当該市は、同府からは、目標未達成の要因等について質問はあったものの、目標達成のための取組についての指導・助言は特段なかったとしている。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑩ 国の制度として中間評価の結果を翌年度以降の事業の継続可否の判断に活用している例

1	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 19 年 9 月 20 日～22 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		雇用創出数（人）	0	210	—	中止
事例の内容	<p>当該計画は、厚生労働省の「地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）」を活用して求職者に対する研修や経営者向けセミナー等を行い、地域の雇用創出を図るものである。</p> <p>地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）では、毎年度、事業の実施状況とその効果である事業利用者数や雇用創出数を確認し、事業全体の雇用創出数が目標値の 50%に達しないなどの場合は、次年度以降の事業の委託を継続しないこととされている。</p> <p>当該計画では、計画開始後に I T 技術者養成事業に必要な機器購入等に当たって会計上のトラブルがあり、事業を適切に実施することができなかつた。当該市は、平成 19 年 12 月に中間評価を実施し、上記の現状を厚生労働省に報告し、同省から改善の指示を受けたものの、結果的に初年度実績は、雇用創出 40 人の目標値に対して 14 人であった。</p> <p>厚生労働省は、当該計画について、事業全体の雇用創出数が目標値の 50%に達しなかつたことから、平成 20 年 6 月に事業の委託の継続を取り消している。</p>					
2	計画区分	地域再生計画				
	計画期間	平成 18 年 7 月 3 日～21 年 3 月 31 日				
	目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
		新規雇用者数（人）	0	158	55	×
		シルバー人材活用（人）	0	20	—	—
		障害者雇用（人）	0	10	0	×
		工芸生産組合立ち上げ	—	—	—	×
		桑畑面積（㎡）	0	5,000	3,000	×
養蚕農家の育成（戸）	0	10	0	×		
事例の内容	<p>当該計画は、厚生労働省の「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」を活用して地域の雇用創出を図るものである。</p> <p>地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）では、毎年度、事業の実施状況や雇用創出数等の目標値の達成状況を評価し、事業修了時に当初の目標値に達する可能性が極めて低い場合は、事業の委託の継続を取り消すこととされている。</p> <p>当該計画は、下表のとおり、「絹織物織子育成事業」及び「手作り工芸産業事業化支援人材育成事業」を上記の支援施策を活用して実施していたところ、平成 19 年度において、事業全体の雇用創出について目標値に達</p>					

しなかったことから、実績の芳しくなかった「手作り工芸産業事業化支援人材育成事業」について、厚生労働省から事業の委託の継続を取り消されている。

表 目標（雇用創出数）の達成状況

（単位：人）

区分	平成 18 年度		19 年度		20 年度	
	絹織物織子育成事業	目標値	20	目標値	20	目標値
評価値		11	評価値	20	評価値	19
手作り工芸産業事業化支援人材育成事業	目標値	6	目標値	5	目標値	—
	評価値	4	評価値	1	評価値	—

（注）当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑪ 近隣市等の状況も含めて地域の状況を分析して計画を作成し、関連する指標が目標値に達している例

計画区分	中心市街地活性化基本計画				
計画期間	平成 20 年 5 月 1 日～26 年 3 月 31 日				
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況
	休日歩行者通行量（人）	20,206	27,000	15,605	×
	空き店舗率（%）	21.3	15	17	×
	サービス・飲食業のシェア（%）	33.8	40	43.9	○
	居住人口（人）	12,735	14,500	14,999	○
事例の内容	<p>当該市では、当該市が所在する県は人口も多く商業も活発な市への一極集中が著しいため、そのような市と似たようなまちづくりをしては中心市街地の活性化を図ることは困難であると考え、自市の強みである食文化を活用したご当地グルメに関する事業を含めた中心市街地活性化基本計画を作成しており、指標の一つとして「サービス・飲食業のシェア」を設定している。</p> <p>当該計画では、ご当地グルメに関するイベント開催し、PR 事業等を通じて市の知名度向上を図ったほか、事業効果が一過性に終わらないよう日常的・継続的な来街者の増加を図るため、長期間を掛けて行うスタンプラリー形式のイベントも開催している。</p> <p>当該市では、この結果、取組が全国的に取り上げられ、市外から来街者を呼び込む誘因となったとしている。</p>				

（注）当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑫ 近隣市等の状況を十分把握しておらず、関連する指標が目標値に達していない例

計画区分	都市再生整備計画													
計画期間	平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日													
目標（指標） の達成状況	指標	基準値	目標値	評価値	達成状況									
	総合運動公園内容客数（人）	124,943	162,400	144,694	×									
	中心街の通行人数（人）	221,188	243,300	135,359	×									
	市民プールの利用者数（人）	0	8,000	1,280	×									
	総合運動公園に対する満足度（%）	38	60	31	×									
事例の内容	<p>当該市では、総合運動公園の拡充（多目的広場の整備）と老朽化した市民プールの建て替えを行っている。</p> <p>しかし、当該計画で指標として設定した総合運動公園や市民プールの利用者数について、いずれも目標値に達していない。</p> <p>当該市は、平成 17 年に 1 市 6 町が合併して成立した人口 12 万人超の市であり、市内には運動施設が 23 か所（うちプール 5 か所）存在しているが、目標値の設定の際にこれら近隣の類似施設の影響を考慮した様子はいくつかなく、目標値が過大であったと考えられる。</p> <p>なお、計画期間後の利用者数を確認したところ、下表のとおり、総合運動公園内の多目的広場及び市民プールともに、平成 25 年度の利用者数は、23 年度から増加していない。</p> <p style="text-align: center;">表 多目的広場と市民プールの利用者数</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 23 年度</th> <th>25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的広場</td> <td style="text-align: center;">11,935</td> <td style="text-align: center;">11,499</td> </tr> <tr> <td>市民プール</td> <td style="text-align: center;">1,280</td> <td style="text-align: center;">1,193</td> </tr> </tbody> </table>					区分	平成 23 年度	25 年度	多目的広場	11,935	11,499	市民プール	1,280	1,193
区分	平成 23 年度	25 年度												
多目的広場	11,935	11,499												
市民プール	1,280	1,193												

（注）当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑬ 地域再生計画に関する事例集

表 2-(4)-⑬- i 「地域の元気は日本の元気－特区・地域再生 事例集－」（平成 21 年 3 月内閣府）（抜粋）

目次 抜粋	<p>目次</p> <p>I 特区・地域再生を組み合わせた事例 (略)</p> <p>II 代表的な特区の事例 (略)</p> <p>III 代表的な地域再生の事例</p> <p>代表的な地域再生の事例 (日本地図上の位置)</p> <p>代表的な地域再生の事例 (全 19 例)</p> <p>地域のつながり再生関係</p> <p>北海道西興部村 (西興部村「エゾシカと共に生きる村づくり」) 7 2</p> <p>東京都豊島区 (文化芸術創造都市の形成「としまアートキャンパス」計画) 7 4</p> <p>愛知県安城市 (地域情報の共有で安全、安心なまちづくり) 7 6</p> <p>地域の知の拠点再生関係</p> <p>山形県 (「食農もがみ」食と農ブランド形成計画) 7 8</p> <p>岐阜県、大垣市 (金型関連産業の人材力強化による地域ものづくり基盤再生構想) 8 0</p> <p>静岡県、浜松市 (知の拠点活用による浜松ものづくり産業再生計画) 8 2</p> <p>京都府、大阪府、奈良県 (けいはんな学研都市知的再生計画) 8 4</p> <p>愛媛県松山市 (健康志向高品質かんきつ産地形成による地域再生) 8 6</p> <p>地域の雇用再生関係</p> <p>北海道倶知安町 (国際リゾート都市“くっちゃん”の確立) 8 8</p> <p>京都府和束町 (行ってみたい『茶源郷』づくりによる地域再生) 9 0</p> <p>島根県大田市 (輝き再び石見銀山計画 (地域資源を活用した産業・観光再生計画)) 9 2</p> <p>熊本県荒尾市 (地場産業と住民の共生対流による起業創造と雇用機会の増大) 9 4</p> <p>沖縄県うるま市 (うるま市振興 QOL プロジェクト) 9 6</p> <p>道整備交付金・汚水処理施設整備交付金関係</p> <p>福井県、勝山市 (ふるさと元気博物館・勝山市エコミュージアム推進計画) 9 8</p> <p>道整備交付金・転用関係</p> <p>福岡県、黒木町 (黒木町「環境共生の里づくり」再生計画) 1 0 0</p> <p>熊本県、山都町 (潤い、文楽、そよ風でづづるまちづくり計画) 1 0 2</p> <p>汚水処理施設整備交付金関係</p> <p>石川県七尾市 (「でか山のまち・ななお」の再生計画) 1 0 4</p> <p>港整備交付金関係</p> <p>愛媛県、八幡浜市 (“みなとまち八幡浜”再生計画) 1 0 6</p> <p>その他</p> <p>神奈川県横浜市 (横浜型企業誘致・産業立地促進計画) 1 0 8</p>
----------	---

地域再生計画の支援措置のグループ別に事例を紹介している。

事例
抜粋

[金型技術・技能の伝承により世界に誇れる「ものづくり」拠点を形成]

金型関連産業の人材力強化による地域ものづくり基盤再生構想（岐阜県、大垣市）

背景

- 大垣市を中心とした地域は、ものづくり産業が集積しており、この基盤を「金型」「精密加工」など高度な技術が支えている。
- 金型産業界には、技術の継承について強い危機感があり、人材の育成が喫緊の課題である。
- 「大垣市産業活性化アクションプラン」（平成 16 年 3 月策定）に、「人材育成」を産業活性化の柱の一つに掲げている。

経緯及び効果

- 地域の教育機関、金型産業界、行政機関がそれぞれの役割を果たしつつ、企業が求める次世代金型人材を育成し、地域の金型関連企業への人材を確保し定着させる仕組みを構築する。
- 平成 18 年 7 月 1 日に岐阜大学に設置された「金型創成技術研究センター」において、金型技術に特化した教育システムを構築し、創造的かつ意欲ある若手技術者を養成・輩出する。

平成 20 年度までの実績：養成人数 91 人、定着人数 14 人

- 企業の競争力強化（従業者一人あたりの付加価値額向上）を通じて、地域経済の活性化と地域再生を図る。

現役社会人対象の金型技術実力アップ講座 平成 20 年度までの受講者数：10 人

【マスコミのとりあげ】

新聞：平成 18 年度 4 件、平成 19 年度 14 件、平成 20 年度 7 件

今後の予定等

- 岐阜大学が、「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムで、養成目標人数としている 4 年目で 33 人、5 年目で 38 人の中から、大垣市を中心とした地域の金型関連企業への定着を目指す。
- 指標の一つとして、大垣市における一般器械器具製造業の従業者一人あたりの付加価値額を、平成 16 年を基準として平成 25 年に 1.2 倍を目指す。
- 大垣市では、商工会議所と連携し現役社会人を対象に金型技術実力アップ講座を開催し、技術者のスキルアップの取組を進めていく。

概要

本事例集では、地域再生計画の支援措置のグループ別に事例を紹介している。この事例の記載をみると、地域住民等との連携や中間評価の取組について触れている事例も一部あるものの、それらに着目して事例を整理しているものではない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 枠、枠内のコメント及び概要欄のコメントは当省が付した。

表 2-(4)-⑬- ii 「地域再生戦略交付金活用事例」(平成 27 年 8 月内閣府) (抜粋)

目次 抜粋	目次なし
事例 抜粋	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f2f1;"> 【北海道当麻町】木育の推進と林業の活性化による雇用・定住促進 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="background-color: #fff9c4; padding: 2px;">地域の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口減少・雇用確保 ○ 基幹産業である林業の衰退 </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="background-color: #e8f5e9; padding: 2px;">事業概要</p> <p>森林施業作業路網の整備、町産材を活用した新築住宅建築の支援を行い林業の活性化による雇用の確保を図りながら、町産材を活用した木育拠点施設の整備を行い、子どもの頃から地元への愛着を持つことによって定住の促進を図る。(交付決定額：265百万円)</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="background-color: #e8f5e9; padding: 2px;">KPI (業績指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○木育推進拠点施設雇用人数 2人 (H27) ⇒15人 (H29) ○木育推進拠点施設年間利用者数 600人 (H27) ⇒8,000人 (H29) </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="background-color: #e8f5e9; padding: 2px;">事業イメージ図</p>  </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>北海道</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 人口：6,960人 (H25) </div> </div> <div style="margin-top: 10px; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #fff9c4; padding: 2px;">政策間連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農水省・林野庁事業との連携 ○地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)と戦略交付金の連携 </div> </div>
概要	<p>本事例集は、地域再生計画と連動した支援措置のうち地域再生戦略交付金の活用事例を取りまとめたものであり、地域住民等との連携や中間評価の取組に着目して整理しているものではない。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。
2 概要欄のコメントは当省が付した。

表 2-(4)-⑭ 「都市再生整備計画に関する事例集」(平成 22 年 3 月国土交通省)
(抜粋)

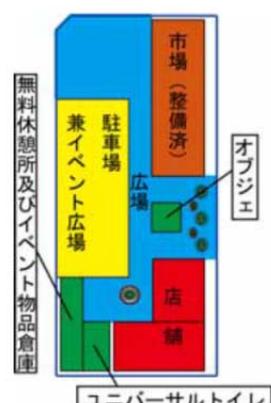
目次 抜粋	目 次
	この事例集について 1
	第 1 部 “こんなことに都市再生整備計画が活用できる”
	~まちづくりのテーマ別 取り組み事例 5
	1) 住んでいる人の利便性を増進するまちづくり
	01. 中心市街地を再生する 6
	02. 大規模未利用地を核に中心市街地を再生する 10
	03. 面的開発と一体的に新しいまちをつくる 16
	04. 地域のコミュニティ拠点をつくる 18
	05. 高齢者福祉や子育てを支援する 20
	06. バリアフリーが整備されたまちをつくる 22
	07. 山村などの過疎地の暮らしを守る 24
	08. 安心して暮らせる防災まちづくりを進める 26
	09. 公共交通により住民の足を確保する 28
	10. 環境にやさしいまちをつくる 30
	11. 自然災害の被災から復興する 32
	2) 交流を拡大するまちづくり
	12. 観光交流を拡大させる 36
	13. 歴史的なまちなみを活かす 38
	14. 景観まちづくりを進める 42
	15. 地域の産業・特産品を活用する 46
	3) 事業の推進を助けるまちづくり
	16. 関連事業と一体となって周辺整備を行う 50
	17. ユニークな事業でまちづくりにアクセントを加える 50
	第 2 部 “こうすると都市再生整備計画を上手に活用できる”
	~まちづくりのプロセス別 取り組み事例 59
	18. 住民と協働してまちづくり計画を作成する 60
	19. 事業の推進に住民と協働する 62
	20. 庁内で連携して事業調整を行う 64
	21. 交付期間中にモニタリング(中間評価)を行う 66
	22. 事後評価を円滑に実施し、住民にわかりやすく説明する 68
	23. 交付終了後も住民主導のまちづくりを継続する 70
	24. 第一期のまちづくりの成果を活かして次期のまちづくりを推進する 72
	参考資料：都市再生整備計画とまちづくり交付金制度の概要 75

まちづくりのテーマごとに事例を紹介している。

プロセス別に事例を紹介している。地域住民等との連携や中間評価にも着目して事例を紹介している。

表 2-(4)-⑮ 中心市街地活性化基本計画に関する事例集

表 2-(4)-⑮- i 「中心市街地活性化取組事例集」(平成 21 年 5 月内閣府) (抜粋)

目次 抜粋	目 次																																																														
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 市街地の整備・改善のために取り組む事例 </div>																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="10">事業の種類</th> <th rowspan="2">頁</th> </tr> <tr> <th>地域資源・地域特性活用</th> <th>市街地再開発</th> <th>移転跡地・遊休地活用</th> <th>空き店舗・空きビル活用</th> <th>学校・文化施設整備</th> <th>病院・医療機関整備</th> <th>交通利便性・回遊性向上</th> <th>コミュニティ形成</th> <th>助成・統制支援施策</th> <th>その他(イベント等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小樽市</td> <td>「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄付条例」の活用</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>三沢市</td> <td>中央町地区都市再生土地区画整理事業</td> <td>○</td> <td></td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>										市町村名	事業名	事業の種類										頁	地域資源・地域特性活用	市街地再開発	移転跡地・遊休地活用	空き店舗・空きビル活用	学校・文化施設整備	病院・医療機関整備	交通利便性・回遊性向上	コミュニティ形成	助成・統制支援施策	その他(イベント等)	小樽市	「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄付条例」の活用	○											○	3	三沢市	中央町地区都市再生土地区画整理事業	○												3
市町村名	事業名	事業の種類											頁																																																		
		地域資源・地域特性活用	市街地再開発	移転跡地・遊休地活用	空き店舗・空きビル活用	学校・文化施設整備	病院・医療機関整備	交通利便性・回遊性向上	コミュニティ形成	助成・統制支援施策	その他(イベント等)																																																				
小樽市	「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄付条例」の活用	○											○	3																																																	
三沢市	中央町地区都市再生土地区画整理事業	○												3																																																	
	(中略)																																																														
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 都市福利施設の整備に取り組む事例 </div>																																																														
	(中略)																																																														
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 街なか居住の推進に取り組む事例 </div>																																																														
	(中略)																																																														
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 商業の活性化に取り組む事例 </div>																																																														
	(中略)																																																														
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 公共交通活性化等の一体的な推進に取り組む事例 </div>																																																														
事例 抜粋	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>地方公共団体名</td> <td colspan="9">岩見沢市(北海道)</td> </tr> <tr> <td>分類</td> <td colspan="9">商業活性化</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="9">(株)ZAWA. Com</td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>ラルズ跡地活用事業</td> <td>事業期間</td> <td colspan="7">H21~H22</td> </tr> <tr> <td>支援措置名</td> <td>戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 暮らし・にぎわい再生事業</td> <td>支援期間</td> <td colspan="7">H21~H22</td> </tr> </table>										地方公共団体名	岩見沢市(北海道)									分類	商業活性化									実施主体	(株)ZAWA. Com									事業名	ラルズ跡地活用事業	事業期間	H21~H22							支援措置名	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 暮らし・にぎわい再生事業	支援期間	H21~H22									
	地方公共団体名	岩見沢市(北海道)																																																													
分類	商業活性化																																																														
実施主体	(株)ZAWA. Com																																																														
事業名	ラルズ跡地活用事業	事業期間	H21~H22																																																												
支援措置名	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 暮らし・にぎわい再生事業	支援期間	H21~H22																																																												
	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大規模店舗ラルズの跡地を活用して、共同店舗、駐車場、無料休憩所、交流スペース、ユニバーサルトイレを整備し、また百餅やぐらを設置する。 ➢ 広場(ぶらっとパーク)において、商店街や学生、<u>NPOなどと連携してイベントを定期的に関催</u>。駐車場は車止めの取り外しが可能で、いつでもイベントの開催ができる広場として活用できるよう整備を行う。 ➢ 岩見沢の代表的なお祭りである百餅まつりで使用していた百餅やぐらを常設することによって、市民だけでなく観光客の集客も回る。 </div>																																																														
	連絡先: 経済部 商工観光課 Tel: 0126-23-4111(内274)																																																														
	 <p>無料休憩所及びイベント物品倉庫</p> <p>ユニバーサルトイレ</p>																																																														
																																																															

概要	<p>本事例集は、中心市街地活性化基本計画の中の個別の事業の紹介となっており、主に事業概要を記載している。</p> <p>上記の事例では、NPOと連携して事業を実施している旨に触れており、事業概要の説明の中で地域住民等との連携や中間評価の取組に触れている事例も一部あるものの、それらに着目して整理したものではない。</p>
----	---

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 枠、枠内のコメント及び概要欄のコメントは当省が付した。

表 2-(4)-⑮-ii 「中心市街地活性化基本計画平成 25 年度最終フォローアップ報告」
 (平成 26 年 8 月内閣府) (抜粋)

目次 抜粋	<h2 style="margin: 0;">目 次</h2>
	<ul style="list-style-type: none"> ● I. 中心市街地活性化基本計画 最終フォローアップの概要 …… 1 ページ ● II. 目標指標分野別分析結果の概要 …… 2 ページ <ul style="list-style-type: none"> (1) 集計結果 (2) 取組の進捗状況 (3) 目標達成の状況 (4) 基準値からの改善状況及び目標達成状況 ● III. 中心市街地活性化テーマ別分析結果の概要 …… 7 ページ <ul style="list-style-type: none"> (1) 集計結果 (2) 取組の進捗状況 (3) 目標達成の状況 (4) 基準値からの改善状況及び目標達成状況 ● IV. 計画期間終了後の中心市街地の状況 …… ページ <ul style="list-style-type: none"> (1) 進捗・完了状況及び活性化状況について (2) 中心市街地活性化協議会の意見について (3) 市民からの評価、市民意識の変化について ● V. 取組の進捗状況及び目標を達成した好調な事例 …… 12 ページ ● VI. 取組の進捗状況及び目標達成見通しに関する各市からの報告 …… 14 ページ

毎年度、最終フォローアップ報告書を公表したもののの中から好事例を紹介している。

● V. 取組の進捗状況及び目標を達成した好調な事例

事例
抜粋

② 空き店舗率の低下に繋がっている事例

計画で設定した指標とその目標値及び評価値を記載している。

市町村名	弘前市（青森県）【平成20年7月9日認定】			
計画期間	平成20年7月～平成26年3月			
目標指標	中心商店街空き店舗率			
基準値	13.7% (平成18年)	実績値	8.5% (平成25年)	目標値 8.5% (平成25年)
取組概要	<p>○計画区域内の空き店舗に新たに小売・サービス業の店舗を出店する事業者に対し店舗改修費等の補助を実施し、空き店舗の利活用の促進を図った。</p> <p>○商店街振興組合等と連携し、空き店舗情報を収集してポータルサイトを活用した情報提供を行い、情報の集約や地権者と利用・取得希望者のマッチングの支援や、専門家を活用した空き店舗への魅力ある業種・業態の誘致、県の融資を活用して開業する者に対して、市が保証料や利子の一部を補助する支援を実施した。</p> <p>○上記施策を中心市街地活性化協議会や関係各団体と密に連携しながら一体的に推進した結果、中心市街地の空き店舗率は大幅に改善され、中心市街地の賑わい創出に繋がった。</p>			
	 <p><空き店舗を活用して開業した飲食店></p>		 <p><中心商店街の様子></p>	

概要

本事例集は、中心市街地活性化基本計画の取組内容を記載するとともに、その効果として、計画で設定した指標とその評価値等を紹介する内容となっている。

しかし、上記の事例のように、商店街振興組合等との連携について言及しているものも一部あるが、地域住民等との連携や中間評価の取組に着目して事例を紹介しているものではない。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 枠、枠内のコメント及び概要欄のコメントは当省が付した。

表 2-(4)-⑯ 地域活性化に関する事例集一覧

事例集の名称	関係する計画	作成日	作成府省
地域の元気は日本の元気－特区・地域再生事例集－	地域再生計画	平成 21 年 3 月	内閣府
地域再生戦略交付金活用事例	地域再生計画	平成 27 年 8 月	内閣府
地域再生計画を活用した新たな取組～農村地域・中山間地域等における好事例の紹介～	地域再生計画	平成 27 年 12 月	内閣府
都市再生整備計画を活用したまちづくり実例集	都市再生整備計画	平成 22 年 3 月	国土交通省
まち交大賞受賞地区紹介	都市再生整備計画	平成 17 年度～	国土交通省
中心市街地活性化基本計画最終フォローアップ報告	中心市街地活性化基本計画	平成 23 年度～26 年度	内閣府
中心市街地活性化取組事例集	中心市街地活性化基本計画	第 1 版:平成 21 年 5 月 29 日 第 2 期認定分:平成 24 年 6 月 29 日	内閣府
コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりをめざして～戦略補助金を活用した中心市街地活性化事例集～	中心市街地活性化基本計画	平成 23 年 1 月	経済産業省
まちづくり会社がまちを動かす!～事例から学ぶ 5 つのポイント～	中心市街地活性化基本計画	平成 24 年 3 月	経済産業省
好きなまちで挑戦し続ける	中心市街地活性化基本計画	平成 25 年	経済産業省
まちづくり会社等の活動事例集	中心市街地活性化基本計画	平成 24 年 3 月	国土交通省
中心市街地の空きビル活用及びリニューアル事例調査	中心市街地活性化基本計画	平成 24 年 3 月	国土交通省
地域力創造優良事例集	地域活性化 3 計画等	平成 20 年度～22 年度	総務省
地域政策の動向調査	地域活性化 3 計画等	昭和 51 年～	総務省
地域の元気創造プラットフォーム	地域活性化 3 計画等	平成 26 年度～	総務省

(注) 当省の調査結果による。